

令和4年 第4回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年4月25日 午後1時59分から午後3時15分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和4年第4回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 福島 茂雄 委員 齊藤 貴作

11. 議決事項及び議事の要領

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請1番について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、片柳の正円橋、ほか4筆です。地目は田で、地積は計3,351㎡です。

譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るため、売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 高橋委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人は、坂戸市で約66haを耕作している法人です。北側の農地は水利がないため、譲受人はポンプでくみ上げて耕作することです。譲受人が経営する農地は適正に管理されていることから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。

議案第14号農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案第14号については許可と決定します。

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、上吉田の諏訪ノ辺です。地目は畑で、地積は162㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するもの

はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は上吉田の田端、ほか2筆です。地目は畑で、地積は計320.04㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は、上吉田の田端、ほか2筆です。地目は畑で、地積は計308㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は上吉田の田端、ほか2筆です。地目は畑で、地積は計305㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番～4番 坂戸地区 松永委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は高齢で、また、数年前の台風で農機具等が破損したこともあり、土地を手放すことにしました。申請地周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

委員 2番案件の農地周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番、4番案件の譲渡人は同じため、一括して説明させていただきます。申請地は昨年まで耕作していましたが、周辺に住宅地が広がり、土地を手放すことにしました。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 1番から4番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 続けます。つぎは、5番から7番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

5番案件の所在地は、新堀の橋場、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計398.28㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は善能寺の北野、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計336㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は、北峰の中原、ほか4筆です。地目は畑で、地積は計396㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
5番、6番 入西地区 齋藤委員 7番 入西地区 根本委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 5番案件の申請地は、適正に管理されていました。譲渡人は高齢であり、耕作しておらず、子の配偶者が保全管理をしていました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 6番案件の譲渡人は、一部農地を貸していますが耕作はしておらず、農地を手放すことにしました。周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 7番案件の譲渡人は高齢であり、耕作しておらず、後継者がいない状況のため、土地を手放すことにしました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 5番から7番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。
農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第15号は許可相当と決定します。

議案第16号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第16号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

4月分の農用地利用権設定申出は、新規の一般分のみで5件、8筆で、面積は6,638㎡です。合意解約は、一般分のみで2筆、2,448㎡です。

令和4年5月1日設定後の利用集積面積の算出に際しては、2月に農地中間管理事業分として決定した分の契約始期が5月1日のため、今回算入し、合計3,043,509.28㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等はございますか。
ないようですので、採決を行います。
農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり決定します。

報告第4号 専決処分の報告について

議長 報告第4号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出7件、第4条の農地転用届出2件、第5条の農地転用届出3件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

報告第5号 農地法第5条第1項第8号に係る事業計画書について

議長 報告第5号 農地法第5条第1項第8号に係る事業計画書について事務局より説明してください。

事務局 自動車道付加車線設置工事に係る資材置場等への転用についての件の事業計画書の提出があったため受理しました。

議長 ご質疑等がございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和4年第4回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年4月25日

坂戸市農業委員会

会長

署名委員

署名委員